

## 第 3 章 建 議

### 第 1 概 説

委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について大蔵大臣に建議することができる（設置法第20条）。

建議は、委員会が検査、調査の結果把握した事項等を総合分析して、法規制や自主規制ルールのあり方等についての委員会としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものである。

委員会の行う建議は、行政部局の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われることになる。

### 第 2 建議の実施状況

本公表の対象期間においては、検査等の結果、建議を必要とする問題は認められなかった。